

〈表〉

事 務 連 絡
令和7年7月18日

個別予防接種実施医療機関の長 殿

大牟田市保健福祉部
保 健 衛 生 課 長

四種混合ワクチンの販売終了に伴う本市での定期予防接種上の取扱いについて

平素から本市の保健福祉行政につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、四種混合ワクチン『テトラビック皮下注シリンジ』及び『クアトロバック[®]皮下注シリンジ』の新規製造が終了し、現在市場へ流通している分をもって販売終了となります。

これに伴い、今後の四種混合ワクチン及び関連する予防接種の取り扱いについて裏面資料の内容をご確認いただき、予防接種の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

運用についてご不明な点がございましたら、下記の問合せ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

大牟田市不知火町1丁目5番地1

大牟田市保健福祉部保健衛生課

保健予防担当

TEL 0944-41-2669

〈 裏 〉

四種混合ワクチンの予防接種上の取扱いについて

【概要】

MeijiSeika ファルマ社の『クワトロバック』、田辺三菱製薬社の『テトラビック』の製造販売終了に伴い、国内の製薬会社において四種混合ワクチンの取り扱いが無くなります。

定期接種として四種混合ワクチンと単体の Hib ワクチンにて接種を開始した者で、Hib ワクチンは追加接種まで完了しているが、四種混合ワクチンを追加接種まで完了できない者がいます。

これまで厚生労働省は、四種混合ワクチン販売中止により、「四種混合ワクチン及び Hib ワクチンに含まれる各成分について、添付文書に定められる接種回数を超える接種をした場合の科学的知見が明らかになっていないことから、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう、接種を行ってください。」と通知を出す一方で、「四種混合ワクチンが入手できない場合について、四種混合ワクチンの成分に対する予防接種を五種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。なお、三種混合ワクチン+単味の不活化ポリオワクチンで接種を実施したとしても、定期接種として取り扱うことが可能です。」と示されています。

以上を踏まえて、本市における四種混合ワクチンの代替案として下記のとおりお示しいたします。

(記)

1. 三種混合ワクチンを用いる場合 (推奨)

三種混合ワクチン+不活化ポリオワクチンを四種混合ワクチンの代用として接種する。

ただし、昨今の百日せき感染拡大に伴い、三種混合ワクチンの入手が困難との情報があります。

2. 五種混合ワクチンを用いる場合

1. の三種混合ワクチンの入手が困難な場合に五種混合ワクチンを使用するもの。

ただし、上述のとおり Hib ワクチンの成分が規定の接種回数を超える場合の科学的知見が明らかになっていないため、そのことを被接種者に対して十分な説明を行い、承諾のうえ接種を実施すること。

間違い接種には該当しませんが、接種を行う場合は十分に注意していただきますようお願いします。

(※) 三種混合ワクチン、不活化ポリオワクチンの複写式の予診票はありません。

大牟田市のホームページ『【大牟田市内医療機関向け】予防接種に関する資料』に予診票のデータを掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

以上